

「経営の健全化のための計画」

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

の履行状況に関する報告書

(貸出金の推移)

平成12年6月

株式会社大和銀行

「貸出金の推移」について

(「実勢ベース(インパクトローンを除く)」で記載しております。)

1. 12年3月末の実績等の状況

12年3月末の国内貸出の11年3月末比増加率は、中小企業向け貸出で9.2%、個人向け貸出で7.8%、国内貸出全体で7.8%といずれも高水準となり、信用供与の円滑化に一定の貢献ができたものと考えております。特に、中小企業向け貸出については、年間増加額5,096億円と年間増加計画3,883億円を大幅に上回る増加となりました。今後も、銀行の公共的・社会的使命である信用供与の円滑化のために一層の努力を続けてまいります。

[国内貸出の12年3月末実績] (実勢ベース(インパクトローンを除く)) (単位：億円)

	12/3月末		12/3月末		
	計画	年間増加計画 (a)	実績	年間増加実績 (b)	計画比 (b)-(a)
国内貸出	115,662	8,405	114,688	8,266	139
中小企業向け (特殊事情考慮後)	60,863	3,883	60,618 (61,029)	5,096 (5,507)	1,213
うち保証協会	5,750	514	6,187	661	147
個人向け	20,060	2,006	19,246	1,390	616
うち住宅ローン	14,035	1,012	14,444	1,581	569
その他	34,739	2,516	34,824	1,780	736

特殊事情考慮後：以下の特殊事情を考慮した計数です。

大口取引先の再建計画に基づき、同社のグループ会社(中小企業)向け貸出を同社(大企業)向け貸出に集約いたしました(865億円)。

近畿大阪銀行との戦略的提携においては、当行は大企業マーケット、ミドルマーケットを主たる対象としてフルバンキングを、近畿大阪銀行はスモールマーケットを対象にリテールバンキングを展開することを業務分担の基本方針としております。これに基づき、近畿大阪銀行の融資先のうち大企業や大口融資先については当行へ移管または当行との協調融資とする方向で検討を進めており、近畿大阪銀行のグループ会社(中小企業)についても大口融資先として移管等を進めました(454億円)。

(注)「12/3月末計画」は『経営健全化計画』より引用しております。「年間増加計画」は『経営健全化計画』の「12/3月末計画」と「11/3月末見込み」の差額です。

(1) 国内貸出の実績

国内貸出は、年間増加計画を139億円下回る8,266億円の増加(11年3月末比)となりました。

中小企業向け貸出は年間増加計画を大幅に上回りましたが、その他貸出(大企業向け貸出等)個人向け貸出が計画を下回ったことによるものです。

ただし、個人向け貸出においても、住宅ローンについては1,581億円の増加と年間増加計画を569億円上回っております。

(2) 中小企業向け貸出の実績

中小企業向け貸出は、年間増加計画 3,883 億円を大幅に上回り、5,096 億円の増加(11年3月末比)となりました。

ただし、11年3月末実績の見込比下振れ(1,458 億円)を年間増加計画に加味した5,341 億円には245 億円及びませんでした。(尚、大口取引先等に係る特殊事情(上記表[国内貸出の12年3月末実績]の をご覧ください。)を考慮すると5,507 億円の増加となり、11年3月末の下振れを加味した額も達成しております。)

2. 下半期の増加状況及びその要因

[国内貸出の11年度下期の増加状況]

(単位：億円)

	11/9 月末		12/3 月末	
	実績	上半期増加額	実績	下半期増加額
国内貸出	109,887	3,465	114,688	4,801
中小企業向け	55,469	53	60,618	5,149
うち保証協会	5,740	214	6,187	447
個人向け	19,530	1,674	19,246	284
うち住宅ローン	14,595	1,732	14,444	151
その他	34,888	1,844	34,824	64

(1) 下半期の国内貸出の増加状況

11年度下期の国内貸出は、上期の増加額を1,336 億円上回る4,801 億円の増加(増加率4.4%)となりました。

これは、下記(2)のとおり中小企業向け貸出が大幅に増加したことによるものです。一方で、個人向け貸出及びその他貸出は下期には若干の減少となりました。

個人向け貸出については、住宅ローンを中心に推進を行い、主に既存商品の商品性改定等により対応しましたが、住宅ローン借換需要の一服等の要因もあり、284 億円の減少(うち住宅ローンは151 億円の減少)となりました。

その他貸出の下期中の減少は、3月期決算の大企業からの借入金返済等の要因によるものです。

(2) 下半期の中小企業向け貸出の増加状況

11年度下期は、上期の業務運営において住宅ローンの推進が先行する形となったという反省を踏まえ、中小企業向け貸出の増加を最重点推進項目として位置づけるとともに、新商品の創設や推進体制の拡充等の施策を実施し、当初年間増加計画の達成を目指してまいりました。

この結果、上期に若干の減少となっていた中小企業向け貸出残高は、下期には5,149億円増（増加率9.3%）と大幅な増加となりました。

また、法人与信先数も、下期には1,169社の大幅な増加となりました。

[法人与信先数の推移]

	11年 3月末	11年 9月末	12年 3月末
法人与信先数 (増減(半期))	34,591社	34,399社 (192社)	35,568社 (+ 1,169社)
うち中小企業 (増減(半期))	32,185社	31,998社 (187社)	33,110社 (+ 1,112社)

新商品の創設等

イ. 「中小企業特別ファンド」の商品性改定(11年11月～12年3月)

11年6月に設定した「中小企業特別ファンド」について、よりご利用いただきやすい制度とするため、審査の迅速化、金利優遇幅の拡大等の商品性改定を行いました。

11年6月の商品創設時からの当ファンドの実績(実行額累計)は、11年9月末には312件、552億円にとどまっていたが、上記商品性改定の効果もあり、12年3月末には2,122件、2,501億円となりました。

ロ. 「中小企業2000年対応特別ファンド」(11年12月～12年1月)

いわゆるコンピューター2000年問題に対応するための期間限定商品として「中小企業2000年対応特別ファンド」を創設し、一般の貸出より有利なレート設定及び迅速な審査体制により、中小企業のお取引先の2000年対策としての資金需要に対応いたしました。

取扱期間中の当ファンドの実績(実行額累計)は、2,234件、928億円となりました。

八、「中小企業向け短期特別融資制度(ミレニアムパートナーズ)」(12年2月~3月)
中小企業のお取引先の期末の運転資金需要等に対応する商品として「ミレニアムパートナーズ」を創設し、一般の貸出より有利なレート設定により、既存のお取引先を中心に取引深耕を図りました。
取扱期間中の当商品の実績(実行額累計)は、1,268件、703億円となりました。

二. その他

上記商品の他、残高に対する寄与は小さいものの、地元商店街の活性化、小口零細資金への対応といった観点から、以下のような商品により中小企業のお取引先の資金需要にお応えしております。

・「商店街カードローン」(11年10月~)

大阪府内の営業店の近隣商店街における取引基盤拡大を図るため、「商店街カードローン」の取扱いを開始いたしました。大阪府中小企業信用保証協会の保証を条件に、カードローン形式で運転資金需要に即応できる制度とし、また、商店街の活性化に積極的に取り組んでいる等の一定の条件を満たす場合には、適用金利を優遇することとしております。

・「ビジネスクイックローン」(11年12月~12年3月)

小口・短期の資金需要に3日程度の審査期間でスピーディーに対応できる中小企業のお取引先向けの小口ビジネスローンを創設いたしました。

推進体制の拡充

「中小企業サポートセンター」では、従来、既存のお取引先を対象としてダイレクトメールやテレマーケティングによる営業推進を行っていましたが、対象を新規先まで拡大して、潜在的な資金需要の発掘に努めました。

また、11年7月設置の千里中央中小企業サポートセンター、堺東中小企業サポートセンターに続き、12年1月には、阿倍野橋中小企業サポートセンターを設置し、中小企業に対する保証協会貸出等の相談・推進体制を拡充いたしました。

12年3月末までの中小企業サポートセンターにおける保証協会保証付貸出の実績(実行額累計)は325件、38億円となっております。また、12年3月末の管理先数は4,285社となっております。

季節要因

当行は、地元関西において大阪府下の市町村 45 団体のうち 33 団体の指定金融機関となっている関係等から、住宅供給公社などの不動産関連地方公社向け貸出が多く、その残高は中小企業向け貸出の約 8 % (*) を占めております。

(*)12 年 3 月末現在 4,268 億円 (残高ベース、銀行信託合算、全て中小企業)

なお、不動産関連地方公社貸出は日銀統計上、不動産業向け貸出に含まれます。

これら地方公社への貸出は地方公共団体の地方税収受 (5 月) にあわせて残高が増減するため、下表のように毎年度上期に残高が減少、下期に復活するパターンとなっております。11 年度についても下期に 240 億円増加しており、下期に中小企業貸出が増加した一因となっております。

[地方公社向け融資の残高増減]

(単位: 億円)

	上期	下期	年間増減
8 年度	1 5 3	1 6 4	1 1
9 年度	6 8	1 3 8	7 0
10 年度	4 7	1 2 2	7 5
11 年度	3 6 1	2 4 0	1 2 1

以 上

貸出金の推移

(残高)

(億円)

		11/3月末 実績 (A)	11/9月末 実績 (B)	12/3月末 計画 (C)	12/3月末 実績 (D)	未平比率 (注2)	備考 (注3)
国内貸出	インパクトローンを含むベース	100,556	103,691	104,075	105,591	101.02%	
	インパクトローンを除くベース	99,261	103,061	103,725	105,016	101.00%	
中小企業向け (注1)	インパクトローンを含むベース	52,023	51,026	55,160	55,291	102.47%	
	インパクトローンを除くベース	51,530	50,900	55,020	55,179	102.48%	
うち保証協会保証付貸出		5,526	5,740	5,750	6,187	103.13%	
個人向け		17,856	19,530	20,060	19,246	100.46%	
うち住宅ローン		12,863	14,595	14,035	14,444	100.40%	
その他		30,677	33,135	28,855	31,054	98.88%	
海外貸出(注5)		2,207	746	1,000	545	99.12%	
合計		102,763	104,437	105,075	106,136	101.01%	

(同・実勢ベース<下表の増減要因を除く>)

(億円)

		11/3月末 実績 (A)+(E)	11/9月末 実績 (B)+(E)+(F)	12/3月末 計画 (注4)	12/3月末 実績 (D)+(E)+(H)	備考 (注3)
国内貸出	インパクトローンを含むベース	107,717	110,517	116,012	115,263	
	インパクトローンを除くベース	106,422	109,887	115,662	114,688	
中小企業向け (注1)	インパクトローンを含むベース	56,015	55,595	61,003	60,730	
	インパクトローンを除くベース	55,522	55,469	60,863	60,618	

(注1)中小企業向けとは、資本金1億円(但し、卸売業は300万円、小売業、飲食業、サービス業は100万円)以下の会社または常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業、飲食業、サービス業は50人)以下の会社向け貸出を指しております。

(注2)未平比率は月末残高/月中平均残高です。

(注3)の項目に関する状況説明は『「貸出金の推移」について』に記載しております。

(注4)11年3月に承認された健全化計画より引用しております。

(注5)当該期の期末レートで換算しております。

(注6)大口取引先の再建計画に基づき、中小企業である同社グループ会社向け貸出865億円を大企業である同社向け貸出に集約いたしました。また、近畿大阪銀行との戦略的提携に基づき、中小企業である同行グループ会社向け貸出454億円につき当行への移管等を行いました。これらの特殊事情を考慮すると、実勢ベースの中小企業向け貸出(インパクトローンを除くベース)の12/3月末実績は、61,029億円となります。

(不良債権処理等に係る残高増減)

(億円 ()内はうち中小企業向け)

	10年度中 実績 (E)	11年度 上期実績 (F)	11年度中 計画 (G)	11年度中 実績 (H)	備考
貸出金償却	142(140)	21(11)	300(300)	40(15)	
CCPC向け債権売却額	43(43)	0(0)	- (-)	0(0)	
債権流動化(注1)	1,632(63)	1,140(12)	3,000(200)	610(13)	
会計上の変更(注2)	2,951(2,168)	336(269)	- (-)	929(928)	
協定銀行等への資産売却額(注3)	- (-)	1(0)	- (-)	7(4)	
その他不良債権処理関連	2,393(1,578)	447(309)	215(215)	925(513)	
計	7,161(3,992)	335(577)	3,515(715)	2,511(1,447)	

(注1)一般債権流動化のほか、債権の証券化を含んでおります。

(注2)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等を計上しております。

(注3)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額を計上しております。